

新型コロナウイルス感染症関連の制度概要一覧

(R3.1.27)

	【一般枠】	【別枠】				【別枠】	【別枠】					
制度名	経営安定資金 環境適応資金 (経済対策特別資金) 「新型コロナウイルス」	経営安定関連保証（セーフティネット保証）4号  経営安定資金 経済変動対策資金	経営安定関連保証（セーフティネット保証）5号  経営安定資金 経済変動対策資金	危機関連保証  経営安定資金 大規模危機対策資金	ナゴヤ新型コロナウイルス 感染症対策事業継続資金							
限度額	1億円  ただし、他の環境適応資金の残高を含む	2億8,000万円	1億円  ただし、他の経営安定関連保証の残高を含む	2億8,000万円	1億円  2億8,000万円	8,000万円	6,000万円					
資金使途	運転資金・設備資金											
保証期間	10年（運転・設備とも）  15年（設備）（無担保は10年）	10年（運転）  15年（設備）（無担保は10年）	10年（運転・設備とも）  15年（設備）（無担保は10年）	10年（運転・設備とも）  10年（運転・設備とも）	10年（運転・設備とも）  10年（運転・設備とも）	10年（運転・設備とも）  10年（運転・設備とも）	10年（運転・設備とも）					
据置期間	1年以内				2年以内		5年以内					
利率	3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4% 10年 1.5%	金融機関所定	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4%	金融機関所定	3年 1.2% 5年 1.3% 7年 1.4% 10年 1.5%	金融機関所定	3年以内 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4%  3年超 1.2%					
保証料率	0.38%～1.74%	0.80%	0.79%	0.68%	0.67%	0.80%	0.79% 0.85%（経営者保証不要の場合1.05%）					
保証料補助	あり（3年間相当額）	なし	あり（3年間相当額）	なし	あり（3年間相当額）	なし	あり（3年間相当額） あり（下欄参照）					
資格要件	<p>新型コロナウイルスによる影響を受け、申込時点における1か月間（以下「当該月」という）の売上高等（※）が前年同月（又は2年前同月）と比べて3%以上減少していること。</p> <p>ただし、前年以降の店舗拡大等により上記の比較が不適当とされる場合には、次の①～③も可とする。</p> <p>①当該月の売上高等（※）が、当該月以前かつ当該月を含む連続する3か月間の売上高等（※）の月平均に比べて3%以上減少していること。</p> <p>②当該月の売上高等（※）が、令和元年12月の売上高等（※）に比べて3%以上減少しており、かつ、当該月の後2か月間を含む3か月間の売上高等（※）が令和元年12月の売上高等（※）の3倍に比べて3%以上減少することが見込まれること。</p> <p>③当該月の売上高等（※）が令和元年10月から12月までの売上高等（※）の月平均に比べて3%以上減少しており、かつ、当該月の後2か月間を含む3か月間の売上高等（※）が令和元年10月から12月の売上高等（※）に比べて3%以上減少することが見込まれること。</p> <p>（※）売上高、売上総利益率又は営業利益率をいう</p>				<p>【セーフティの4号認定を受けること】 (認定基準) 次の①②の両方に該当すること ①指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。 ②新型コロナウイルスの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等（※）が前年同期比で5%以上減少している。 (時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の（1か月の）売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可。（例：2月の売上実績+3月、4月の売上高見込）) ③建設業においては、完成工事高及び受注残高も含む</p>		<p>【セーフティの5号認定を受けること】 (認定基準) 次の①②のいずれかに該当すること ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等（※）が前年同期比で5%以上減少している。 ②経済産業大臣が認める日以降において、原則として最近1か月の売上高（※）又は販売数量が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる。 （※）建設業においては、完成工事高又は受注残高も含む</p>		<p>【危機関連保証の認定を受けること】 (認定基準) 次の①②の両方に該当すること ①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 ②経済産業大臣が認める日以降において、原則として最近1か月の売上高（※）又は販売数量が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる。 （※）建設業においては、完成工事高又は受注残高も含む</p>		<p>【要件について】 セーフティネット4号、5号（※）、危機関連保証のいずれかの認定を受けていること (※) 「最近3か月間の売上等が前年同期比で5%以上減少」を要因とするものに限る</p> <p>【利子補給・保証料補助について】 ①小規模個人事業主 売上減5%以上：金利の当初3年分・保証料全額 ②①以外の先 売上減5%以上：金利の補助なし・保証料の1/2 売上減15%以上：金利の当初3年分・保証料全額</p>	
認定等	取扱金融機関の証明	セーフティネットの認定書				危機関連保証の認定書	セーフティネット又は危機関連保証の認定書					
責任共有	対象	対象外		対象		対象外	4号、危機関連保証は対象外・5号は対象					
受付窓口	金融機関	金融機関・当協会（制度は中小企業振興課（旧：中小企業振興センター）も可）		金融機関		金融機関・当協会（制度は中小企業振興課（旧：中小企業振興センター）も可）	金融機関					
期限等	令和3年3月31日 保証承諾分まで	令和3年3月1日 認定申請分まで	令和3年3月31日 保証承諾分まで	令和3年6月30日 認定申請分まで	令和3年3月31日 保証承諾分まで	令和3年6月30日 認定申請分まで	令和3年3月31日 協会申込受付分まで					

(注1) 経営安定関連保証（セーフティネット保証）、危機関連保証については、創業後1年を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合においても利用できるよう、認定基準について弾力的な運用をしております。

(注2) ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金は令和3年5月31日までに、危機関連保証は令和3年6月30日までに貸付実行する必要があります。